

ニュークリア・デベロップメント株式会社

平成30年度第2回保安検査報告書

平成30年11月

原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)	1
(2) 保安検査実施者	1
2. 保安検査内容	1
3. 保安検査結果	1
(1) 総合評価	1
(2) 検査結果	2
(3) 違反事項	5
4. 特記事項等	5

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

平成30年9月11日(火)

(2) 保安検査実施者

東海・大洗原子力規制事務所

原子力保安検査官 大高 正廣

原子力保安検査官 星 勉

2. 保安検査内容

(1) 基本検査項目(下線は保安検査重点項目に基づく検査項目)

① 改善活動の取組状況

② 定期的な自主検査の実施状況

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「改善活動の取組状況」及び「定期的な自主検査の実施状況」を検査項目として、資料確認、聴取等により検査を実施した。

① 改善活動の取組状況

「改善活動の取組状況」については、事業者の不適合管理、是正処置及び予防処置の活動が適切に実施されているかを検査した。

その結果、他の組織から入手した技術情報を保安活動の向上に活かすとする保安規定の改定に伴い、品質保証計画書等の下部規定を改定していること、安全管理室長は、他の組織のホームページ等から入手した技術情報を取りまとめて、毎月開催される放射線安全委員会にて情報共有の上、必要に応じて水平展開を実施していることを確認した。

また、不適合管理及び予防処置の実施後の有効性評価については、「放射線安全委員会運営要領」を改定するとともに、平成27年度以降に発生した全ての不適合に係わる再発防止対策が有効であったかの確認及び評価を平成29年度から四半期ごとに放射線安全委員会にて実施していることを確認した。

② 定期的な自主検査の実施状況

「定期的な自主検査の実施状況」については、保安規定に基づき定期的な自主検査が適切に実施されているかを検査した。

その結果、ホット試験室長は、年度初めに、定期自主検査の実施計画を作成し、核

燃料取扱主務者の承認を得ていること、年度末には、その実績を取りまとめて、同様に承認を得ていることを確認した。あわせて、平成29年度の定期自主検査の実績を確認した結果、ホット試験室長、施設管理G長、管理課長及び放射線管理G長の所掌する設備における対象設備及び検査項目について全て実施していることを確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反となる事項は認められなかった。

(2) 検査結果

1) 基本検査項目

① 改善活動の取組状況

事業者の継続的な品質保証に関する改善活動として、不適合管理、是正処置及び予防処置の活動が適切に実施されているか、また、他の組織から得られた技術情報について、自らの施設に適用すべき予防処置として適切に対応しているか等の取組状況を確認した。主な内容は、以下の通り。

①-1 保安規定の改定に伴う下部規定の改定状況

保安品質保証計画の継続的な改善に係わる保安規定の下部規定として「保安品質保証計画書」及び「原子力研究施設等に係わる外部情報の水平展開実施要領」が整備されている。

「保安品質保証計画書」については、保安規定の改定に伴い、保安品質保証委員会の機能に、「他の組織から得られた技術情報(トラブル情報、核燃料物質の使用等に係る情報)に係る事項を含む。」と追加したこと、「原子力研究施設等に係る外部情報の水平展開実施要領」については、保安規定の改定に伴い、他社トラブル情報や良好事例を水平展開し、自社の施設等への影響評価を行い、有効活動に資する改定をしたことを要領書等により確認した。

下部規定の改定については、放射線安全委員会で審議し、了承された後、社長の承認を得て、改定していることを議事録等により確認した。

①-2 他の組織情報の入手活動及び社内での情報共有活動の状況

安全管理室長は、他社トラブル情報や良好事例の情報について、原子力規制庁、ニューシア等のホームページやノア協定、自治体等からの情報により入手している。入手した情報については、「他社トラブル情報と水平展開要否表」、「他社良好事例と水平展開要否表」及び「他社不適合情報等水平展開実施結果」にまとめて、月1回の頻度で開催される放射線安全委員会にて関係部門に通知すると共に、品質保証責任者及び社長に報告していることを「放射線安全委員会議事録」等により確認した。

他社の不適合情報等に対する水平展開の実績について、日本原燃(株)再処理工場平成29年10月11日に発生した「再処理施設非常用電源建屋への雨水の浸入について」の水平展開の実施状況を抜取りで確認した。その結果、非常用発電機の燃

料配管及び煙突配管、並びに廃液集水槽の配管におけるF棟壁貫通部について目視点検を実施し、「漏えい痕が無いこと」及び「壁貫通部に亀裂及びすき間が無いこと」を「自主点検報告書」により確認した。

①-3 不適合管理及び予防処置の実施結果に対する有効性評価

平成29年度の保安検査において、不適合管理、予防処置の実施後の有効性評価について検討するようにとのコメントを受けて、事業者は、不適合管理、予防処置を実施し、一定期間経過後に有効性評価を実施するとして、「放射線安全委員会運営要領」を平成29年10月13日に改定したことを確認した。この改定に基づき、平成29年度第8回放射線安全委員会(平成29年11月30日)において、平成27年度から現在までに発生した不適合に係わる再発防止対策の有効性を評価すること、また、その評価は四半期ごとに放射線安全委員会を実施すること等を決定したことを議事録により確認した。

その後、平成29年度第12回放射線安全委員会(平成30年3月27日)及び平成30年度第3回放射線安全委員会(平成30年6月29日)において、不適合再発防止対策の有効性評価が行われ、これまでの不適合の再発防止対策は、おおむね妥当であり、有効性が確認されたとしていること、今後も有効性評価を実施していくとしていること等を議事録及び「不適合処置状況一覧表」により確認した。

上記、不適合再発防止対策の有効性評価結果については、平成30年度のマネジメントレビューに反映されており、保安品質保証委員会にて審議されたことを議事録及び「審議内容とマネジメントレビュー結果」により確認した。

①-4 室内ガスモニタの不適合管理の実施状況

平成28年8月28日までに定期的に発生していたF棟ガスモニタNo. 2(セル系統)のHiアラーム発報の事案については、不適合通知票が平成28年9月9日に作成され、安全管理室長、試験部長及び核燃料取扱主務者が確認後、社長が承認していることを確認した。

その後、当該不適合に係わる不適合処置票が平成28年11月10日に作成され、原因分析及び再発防止対策等を検討し、最終的に原因である電波の影響を受けない新型のガスモニタに更新することを決定したことから、不適合処置票が平成30年6月19日に改訂されたことを確認した。

新型ガスモニタの更新については、工事完了後に、使用前自主検査が平成30年8月8日に実施され、核燃料取扱主務者が承認していることを使用前自主検査実施記録により確認した。その後、再発防止対策の有効性の確認として、平成30年8月22日に更新後のガスモニタについて電波の影響が無いことを確認して、試験部長及び核燃料取扱主務者の審査後、安全管理室長が承認していることを確認した。これを受けて、是正処置が完了したことを保安品質保証責任者が確認後、社長が承認していることを保安品質保証不適合処置票により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違

反となる事項は認められなかった。

② 定期的な自主検査の実施状況

保安規定に基づき、施設の保安上特に管理を必要とする設備、並びに施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器について、定期的な自主検査を適切に実施しているかを確認した。

②-1 年度計画の作成と実績の確認

ホット試験室長は、「ホット試験室所掌保安規定対象設備の巡視・定期自主検査要領」に基づき、施設定期自主検査の実施計画について、施設管理G長、放射線管理G長及び管理課長と調整し、年度初めに「燃料ホットラボ施設 定期自主検査の実施計画」を作成し、管理課長、施設管理G長、放射線管理G長、試験部長、安全管理室長の確認後、核燃料取扱主務者の承認を得ていることを確認した。また、年度末において、ホット試験室長は、施設定期自主検査の完了状況を確認し、実績を取りまとめて、上記の関係者の確認及び承認を得ていることを「燃料ホットラボ施設 定期自主検査の実施計画及び実績」により確認した。

②-2 定期自主検査の実施状況

ホット試験室長の所掌する設備（プール、セル、乾式貯蔵試験設備）の定期自主検査は、「ホット試験室所掌保安規定対象設備の巡視・定期自主検査要領」に基づき実施していること、施設管理G長の所掌する設備（気体廃棄設備、液体廃棄設備、非常用電源設備、建屋及び排気筒）の定期自主検査は、「施設管理グループ所掌保安規定対象設備の巡視・定期自主検査要領」に基づき実施していること、管理課長の所掌する設備（セル消火設備、通報連絡設備）の定期自主検査は、「セル内消火設備点検要領」及び「通報連絡設備点検要領」に基づき実施していること、並びに放射線管理G長の所掌する設備（放射線測定器）の定期自主検査は、「放射線管理グループ所掌設備の定期自主検査及び巡視・使用時点検要領」に基づき実施していることを確認した。

上記の定期自主検査において、職員が実施する検査項目については、要領及び点検記録様式に従って検査を実施した後、各課長及びG長は、検査結果を「定期自主検査報告書」として取りまとめて、試験部長、安全管理室長及び核燃料取扱主務者に報告していることを確認した。

一方、業者に発注する検査項目については、仕様書に基づく業者の作業要領を各課長及びG長が承認していること、検査実施後の業者の作業報告書を各課長及びG長が承認していること、これらを基に、各課長及びG長は「定期自主検査報告書」を作成し、試験部長、安全管理室長及び核燃料取扱主務者に報告していることを確認した。

各課長及びG長の所掌する設備の平成29年度の定期自主検査結果を確認し、対象設備及び検査項目をすべて実施していることを「定期自主検査報告書」により確認した。

②-3 定期的な自主検査を実施する職員の力量管理

試験部、管理部及び安全管理室においては、各職員の力量を「技量マトリックスマップ」にまとめて管理していること、技量マトリックスマップにおいては施設の定期自主検査の担当可能な力量の必要条件を定めていること、また、保安規定に基づき、ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、力量を有する職員から「操作担当者」を指定し、定期自主検査に従事させていることを聴取及び「燃料ホットラボ施設における災害の防止上特に管理を必要とする施設の操作担当者」により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反となる事項などは認められなかった。

2) 追加検査項目

なし

(3) 違反事項

なし

4. 特記事項等

なし

(別添1)

保安検査日程

月 日	9月11日(火)
午 前	●初回会議
	○改善活動の取組状況
午 後	○定期的な自主検査の実施状況
	●チーム会議
	●まとめ会議 ●最終会議
勤務 時間外	

※○:検査項目、●:会議等